

令和6年1月15日

お客さま 各位

砺波信用金庫

「令和6年能登半島地震」で被災された方を対象とした手数料の一部免除について

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

砺波信用金庫（理事長 松本昭浩）では、「令和6年能登半島地震」で被災されたお客さまを対象に下記のとおり手数料を一部免除する取扱いを開始致しますので、ご案内申し上げます。

記

【対象となる方】

令和6年能登半島地震により被害に遭われたお客様

【実施期間】

令和6年1月15日（月）～令和6年6月28日（金）

【融資関係手数料】

		免除金額
条件変更 (証書貸付)	事業性資金	1件につき、11,000円
	消費性資金	1件につき、11,000円
	住宅ローン 期限延長・短縮、条件変更	1件につき、11,000円

【再発行手数料】

	免除金額
通帳・証書	1冊（枚）につき、1,100円
キャッシュカード	1枚につき、1,100円
ローンカード	1枚につき、1,100円

【両替手数料】ただし、罹災等による汚損の交換に限る。

	免除金額	
両替枚数	51枚～100枚まで	110円
	101枚～300枚まで	220円
	301枚～1,000枚まで	330円
	1,001枚～2,000枚まで	660円
	2,001枚以上1,000枚ごとに	330円加算

以上